

## 平成28年度 高岡地区広域圏事務組合エリアガイド作成業務実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、高岡地区広域圏事務組合エリアガイド作成業務に係るプロポーザル方式等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 対象事業の目的

当組合ではこれまで、高岡地区広域圏事務組合エリアガイド「時遊紀行」を発刊し、圏域の観光PRを行ってきた。高岡地区広域圏（高岡市、氷見市、小矢部市）の魅力を広く発信するマップとして活用してきた。

しかし、経年により、掲載内容の大きな修正が必要となったほか、高速交通網の整備や、大型商業施設のオープン等が進み、これを起因として圏域内への来訪者が増加傾向にあるため、今回はこのような点を勘案し、紙面構成、対象者等を見直した新たなガイドを作成する。

本件は効果の高いガイドを採用する目的から、下記業務に対応可能な事業者を広く公募し、企画提案書の提出を求め、当該業務請負先を選定するために実施するものとする。

### 3. 業務概要

- (1) 業 務 名：平成28年度 高岡地区広域圏事務組合エリアガイド作成業務
- (2) 納入場所：高岡地区広域圏事務組合 総務課
- (3) 業務内容：「平成28年度 高岡地区広域圏事務組合エリアガイド作成業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から平成28年10月31日（月）まで
- (5) 委託上限額：1,899,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4. 業者選定方式

高岡地区広域圏事務組合エリアガイドの企画提案を募集する上で、最も適切な創造力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定するため公募型プロポーザル方式とする。

### 5. 事業全体のスケジュール及び受注者決定までの事務手順

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| (1) 実施要領等の公表              | 平成28年7月6日（水）  |
| (2) 参加申込書提出期限             | 平成28年7月20日（水） |
| (3) 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。 |               |
| (4) 仕様書に対する質問受付期限         | 平成28年7月15日（金） |
| (5) 企画提案書等の提出期限           | 平成28年7月20日（水） |
| (6) プレゼンテーション、審査（予定）      | 平成28年7月26日（火） |
| (7) 各提案者あて通知              | 平成28年7月29日（金） |

## 6. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- ア 組合構成3市（高岡市、氷見市、小矢部市。以下「構成市」という。）のいずれかの入札資格参加者名簿に登録された者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 構成市のいずれからも入札指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- カ 構成市の市税の納税義務を有する者にあつては、市税の未納がない者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用していないこと、並びに富山県暴力団排除条例（平成23年3月18日制定）または合同自治体を構成する市町の暴力団排除条例に基づく指名除外中でないこと。
- ク 同種業務の制作実績を有していること。
- ケ 高岡地区広域圏事務組合で行う打ち合わせ等に出席できること。

## 7. プロポーザルの内容

### （1）提出書類

- ア 業務経歴書（様式2）
- イ 業務実施体制（様式3）
- ウ 企画提案書（A4 版様式任意）
- エ 見積書（様式4）及び積算内訳書（A4 版様式任意）

（注1）「平成28年度 高岡地区広域圏事務組合エリアガイド作成業務仕様書」による見積金額を記入すること。

（注2）見積書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載すること。

- オ 過去に受託作成した市町村観光パンフレット、市町村要覧の完成品等
- カ 参考見積書（A4 版様式任意）

（注3）次年度以降に、内容の一部校正を行った15,000部増刷に必要な経費の必要額を提示すること。ただし、この書類の内容は採点の対象外とする。（校正回数等は3回程度のものとする）

(2) 提出書類の作成方法

ア (1) ア～エについてはA4サイズとする。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

イ 1社1案とし、様式は任意とする。

※審査は匿名で行うため、企画提案書の中に社名が判別できる表記を記載しないこと。

8. 募集期間等

募集期間、プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出については次のとおりとする。

(1) プロポーザル参加者募集期間

募集期間 平成28年7月6日(水)から平成28年7月20日(水)

(2) プロポーザル参加申込書(様式1)の提出期限

ア 提出期限 平成28年7月20日(水) 17時まで(必着)

イ 提出場所 高岡地区広域圏事務組合 総務課

〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内50番地

電話0766-91-2101 FAX0766-91-9096

ウ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は総務課に配達完了の確認を電話で行うこと)

エ その他 プロポーザル参加申込書の提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を平成28年7月20日(水)までに事務局まで提出すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出期限 平成28年7月20日(水) 17時まで(必着)

イ 提出場所 高岡地区広域圏事務組合 総務課

〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内50番地

電話0766-91-2101 FAX0766-91-9096

ウ 提出方法 郵送または持参

エ 提出部数 業務経歴書(様式2)・・・10部

業務実施体制(様式3)・・・10部

企画提案書・・・10部

見積書(様式4)及び積算内訳書(A4版様式任意)・・・10部

(注1) 正本1部のみ契約権限印を押し、副本9部は複写可とする。

見本品・・・10部

過去に受託作成した市町村観光パンフレット、市町村要覧の完成品等

・・・3種類程度それぞれ1部

※過去に受託作成した成果品以外の提出書類は各1部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

9. 質問書の提出期限、方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式5)を提出すること。

- (1) 提出期限 平成28年7月15日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること
- (3) 電子メールアドレス soumu@takaoka-kouiki.jp
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、高岡地区広域圏事務組合ホームページに公表する。

## 10. 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

## 11. 事業者の選定等

- (1) 選定方法  
評価基準に基づく審査を行い、本業務の契約予定者(以下「契約予定者」という。)を選考・決定する。
- (2) 審査項目
  - ア 業務経歴 (審査項目①)
  - イ 見積金額 (審査項目②)
  - ウ 企画提案書及びガイド案 (審査項目③)
- (3) 審査方法  
審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う方法により行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出する場合があります。
- (4) 評価基準等
  - ア 審査項目①の評価基準は、別紙1のとおりとし、事務局が評価点数を算出する。
  - イ 審査項目②の評価基準は、別紙2のとおりとし、事務局が比例配分方式により評価点数を算出する。
  - ウ 審査項目③の評価基準は、別紙3のとおりとし、事務局が評価点数を算出する。
- (5) 審査会の開催  
契約予定者を公正かつ適正に選定するため審査会を開催する。なお、企画提案書等をもとに評価を行うために事業者によるプレゼンテーションを実施する。
- (6) プレゼンテーション
  - ア 期日 平成28年7月26日(火) 実施予定  
ただし、参加事業者数等により変更する場合もあるため、日時、場所等の詳細については別途連絡する。
  - イ 時間 1事業者につき20分程度(質疑応答を含む)
  - ウ 出席者 3名以内とする。
  - エ 提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、必要に応じて補足等を行うものとする。
  - オ 説明は、提出された企画提案書及び見積書のみによるものとします。  
(パワーポイント等の使用は不可。)

カ プレゼンテーションについては、事務局以外の者についても自由に見学することができるものとする。

(7) 契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を契約予定者として選定する。ただし、評価点が同点の事業者が複数ある場合は、審査会出席者の多数決により選定する。また、提案者が1者だけの場合でも、審査会においてその提案内容が優れていると審査された場合は、その提案者を契約予定者とする。

(8) 選定結果の通知

選定結果は、別途文書で通知する。ただし、選考結果に関する異議申し立ては受け付けない。

(9) 詳細協議及び契約

組合は、選定された契約候補者と具体的な委託業務の内容等について協議を行い、双方合意の上で見積書の徴収を行い随意契約の方法により作成業務契約を締結する。

(10) 提案書の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

エ 審査の公平性を害する行為があった場合

オ プレゼンテーションに欠席した場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

12. 企画提案に要する費用分担

企画提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

13. その他留意事項

(1) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。

(2) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本件のプロポーザル実施の報告書等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

(3) 完成した成果物のデータは、高岡地区広域圏事務組合にデータとして渡すものとし、原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は高岡地区広域圏事務組合に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、高岡地区広域圏事務組合は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

#### 14. 事務局

高岡地区広域圏事務組合 総務課

〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内 50 番地

電話 0766-91-2101 FAX0766-91-9096

電子メールアドレス [soumu@takaoka-kouiki.jp](mailto:soumu@takaoka-kouiki.jp)

(別紙1)

業務経歴

受付番号

### 審査項目①の評価基準

- 【審査項目】 業務経歴
- 【評価の判断】 同種又は類似業務の実績
- 【配点】 10
- 【判定基準】 過去の実績（3件）を次の順位で評価する。同種業務及び類似業務とは、次のものを作成する業務とする。
- ①同種業務の実績がある。
    - ・観光等各種パンフレット（紙面の情報等の分量が契約の目的物と同等程度以上のものに限る）
  - ②類似業務の実績がある。
    - ・総合計画書、国土（土地）利用等の計画書、都市マスタープラン冊子、市町村史、郷土史、市町村グラフ誌、各種施設のパンフレット、学校記念誌、文化財冊子・パンフレット、市町村要覧、市町村制施行記念誌、市町村合併記念誌、社会科副読本、スポーツイベントの記念誌など

### 審査項目①の評価点数

審査項目	評価の判断	実績・内容	点数	実績・内容	点数	評価点
業務経歴	類似業務の実施 同種又は	①3件	10or9	①1件	4	
		①2件、②1件	8	②3件	3	
		①2件	7	②2件	2	
		①1件、②2件	6	②1件	1	
		①1件、②1件	5	①0件、②0件	0	

※10点は同種の業務実績が3件あり、その内容が特に優れている場合。

※業務実績がない場合は、0点とする。

(別紙2)

見積金額

受付番号

審査項目②の評価基準及び評価点数

【審査項目】 見積金額  
【評価の判断】 税込みの見積もり金額を比例配分方式により評価  
【配点】 10  
【計算】 本業務の上限額：X 最低見積金額：Y 提案者見積額：Z  
Zの評価点数 =  $10 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 10$   
(小数点第1位四捨五入)

本業務の上限額 1,899,000円

最低見積金額 \_\_\_\_\_円

提案者見積額 \_\_\_\_\_円

評価点



(別紙3)

企画提案書及びガイド案

受付番号

審査項目③の評価基準

【審査項目】 企画提案書及びガイド案

【評価の判断】 下記表のとおり

審査項目③ の評価点数	評価の判断		評価基準点					評価点
			極めて 優秀	優秀	普通	やや劣	劣	
企画提案	基本方針 (最高20点)	基本方針が明確であり、効果が期待できるコンセプトが感じられるものか。	20	16	12	8	4	
		本業務の趣旨を理解しているか。						
		事業実施に必要な体制が整っているか。						
内容評価	ガイド案に対する評価 (最高60点)	圏域内の魅力が伝わりそうな構成となっているか。	10	8	6	4	2	
		全体を通してデザインは見やすいものとなっているか。	10	8	6	4	2	
		周遊観光の趣旨を理解したデザインとなっているか。	10	8	6	4	2	
		地図の案は見やすいものが採用されているか。	10	8	6	4	2	
		キャッチコピーやタイトル案が魅力的かつ適切であるか。	10	8	6	4	2	
		表紙のデザイン案は目を引くものとなっているか。	10	8	6	4	2	
小計			80点満点					